

# 新越谷西口商店会

## 会 則

2022年 改定版

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本商店会は、新越谷西口商店会と称し、以下「本会」という。

### 第2条（目的）

本会は、会員相互扶助の精神に基づき、会員と地域の為に必要な共同事業を行い、住、商の魅力ある商環境の創造と発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（事業）

1. 本会は第2条に定める目的を達成するため、次の各号の事業を行う。
  - (1) 住、商の魅力をつくり、商環境を発展させる事業。
  - (2) 地域内における安心、安全、美化などについての事業。
  - (3) イベント、宣伝、広報などの共同販売促進事業。
  - (4) 本会員の相互親睦に関する事業。
  - (5) その他 総会ならびに役員会で認めた事業。
2. 本会は第3条第1項に掲げる事業を遂行するため、次の部会を設置するものとする。
  - (1) まちづくり部会
  - (2) まちおこし部会
  - (3) 広報部会
  - (4) 運営部会

### 第4条（地域）

本会の地域は、次の地区内とする。

北側：サイトウ薬局前の道路両面まで

南側：損害保険ジャパン日本興亜（株）埼玉中央支店越谷支社前の道路両面まで

東側：東武鉄道まで

西側：グリーンベルト道路東面まで

### 第5条（公示）

本会の予算、決算及び事業計画については、メール及び書面をもって各会員に伝え配布する。その他の必要事項については会報などにより周知させる。

## 第2章 会 員

### 第6条（会員の種類と資格）

本会の会員の種類及び資格は次の各号による。

#### 1 正会員

本会の定める地域内において小売業、サービス業及び事業を営む者。

#### 2 準会員

第4条に定める地域の近隣において、小売業、サービス業及び事業を営む者で、本会の目的及び事業に賛同し、賛助会員として1年以上の活動期間を経たのち、本会会員の推薦を受け役員会の承認を得た者。

#### 3 賛助会員

第4条に定める地域の近隣において、小売業、サービス業及び事業を営む者で、本会の目的及び事業に賛同する者。

### 第7条（入会）

前条に定める本会会員に入会を希望する者は、本会会員の2名以上の推薦を受け、役員会の承認を得て入会する事が出来る。

### 第8条（脱会）

1. 本会員はあらかじめ本会に連絡の上、理事会の承認をもって脱会することが出来る。但し会員中に負担した会費等については一切返却しないものとする。
2. 前項により脱会する場合は会員中に負担すべき会費等債務について脱会希望日までに全額精算しなければならない。

### 第9条（表彰）

本会会員が本会の発展に著しく貢献があると認められた場合、役員会の決議により表彰することが出来る。

### 第10条（警告・除名）

1. 本会会員が次のいずれかに該当した場合は、理事会の決議により当該会員の警告または除名することができる。
  - (1) 本会の名誉を傷つける行為があった場合。
  - (2) 本会を利用して不正なことを行った場合。
  - (3) 本会の事業を妨げ、または妨げようとした時。

- (4) 本会則並びに本会の理事会及び総会で決議された事項に違反した時。
  - (5) 第3章会費及び会計 第11条（会費の徴収）に定める本会の会費納入が、第12条（事業年度）の会計年度内に行われなかった時。
2. 前項各号により本会が被った損害については、本会は当該会員に対し請求することができる。

### 第3章 会費及び会計

#### 第11条（会費の徴収）

本会の健全な事業運営と発展をはかるため、別に定める「新越谷西口商店会会費規定」により、会員から会費を徴収する。

#### 第12条（事業年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

#### 第13条（運営に要する経費）

本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、協賛金等の収入をもって、これにあてる。

#### 第14条（資産の管理）

本会の資産は、会長の管理の下に副会長と会計が実務を行うものとし、会計監査がそれを精査する。そしてその運営は、総会で決定する。

### 第4章 役員

#### 第15条（役員の種類と定員）

本会の役員の種類及び定員は次の各号による。

- 1 会 長            1名
- 2 副会長        若干名（部会長）
- 3 会 計            2名
- 4 総 務           若干名
- 5 理 事        若干名（副部会長・委員長・副委員長）
- 6 監 査            2名

※本会は必要に応じて顧問、相談役、会長代行をおくことができる。若干名

尚、役員及び顧問は、直近の「総会資料」に記載の通りとする。

#### 第16条（役員を選出）

1. 本会の役員は、本会正会員・準会員の中から選出する。
2. 役員は総会にて選任する。
3. 役員に欠員が生じた時、あるいは会長が増員を認めた時は、次期総会の選出を経ることなく、会長の指名により選出することができる。

#### 第17条（役員の任期）

1. 役員の任期は2事業年度とし、再選することができる。
2. 補欠のため選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第18条（役員の職務）

役員は次の各号の職務を遂行するものとする。

1. 会長は本会を代表し、本会の業務を遂行するとともに、総会ならびに役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計は第13条に定める経費ならびに、第14条に定める資産の管理について、会長を補佐し、日常の運営、管理を遂行する。
4. 総務は本会の業務を円滑に遂行するとともに、会長を補佐し、本会が実現しようとするビジョンの企画運営にあたるものとする。
5. 理事は会長ならびに副会長を補佐し、本会の健全発展に寄与する。
6. 監査は本会の業務を監査する。
7. 顧問は必要と認めた時は会長、副会長に助言を与える。
8. 会長は必要と認めた事項に対し、部会を設置し、部会長・副部会長・委員長を選出することが出来る。但し、部会長は副会長が兼任する。
9. 部会長・副部会長は会長の指示に従い、委員長・副委員長は部会長・副部会長と連携して部会を指揮する。

#### 第19条（事務局）

本会のビジョンの企画運営に当って、業務を円滑に遂行させるため、役員の中から会長の指名により事務局員を置く。尚、事務局員は直近の「総会資料」、事務局の所在は別記の「事務局」とする。

## 第5章 慶弔

### 第20条（慶弔）

1. 本会は会員相互の親和のため、会員の慶事、弔事に際して金員或いは相当する物品などを贈るものとする。
2. 前項の慶弔事由ならびに慶弔金額は、別に定める「新越谷西口商店会慶弔規程」による。

## 第6章 総会及び役員会

### 第21条（総会開催）

1. 本会の総会は会員で構成し、議長は原則として会長が行う。
2. 会長が都合で議長が出来ない場合は、会長が議長を指名する。
3. 総会は定例総会及び臨時総会とする。定例総会は事業年度の始まりから60日以内に開催する。臨時総会は必要に応じて開催するものとし、会長がこれを召集する。
4. 正会員・準会員は議決権を有し、賛助会員は議決権を有しないものとする。
5. 総会は会員の2分の1以上の出席を以って成立する。ただし欠席した会員からあらかじめ委任状が提出された場合、総会に出席したものとみなすこととする。
6. 総会の決議方法は出席者の過半数を以って決定する。ただし可否同数であった場合は会長がこれを決定する。

### 第21条（総会議決事項）

総会に付議する事項は次の事項とする。

1. 本会の収入、支出、予算および決算に関する事項。
2. 本会の会則改正に関する事項。
3. 役員を選出に関する事項。
4. 本会の事業計画に関する事項。
5. 第11条に定める会費規定の改正に関する事項。
6. 第20条慶弔規程の改正に関する事項。
7. その他会長が必要と認めた事項。

## 第 22 条（役員会開催）

役員会は適宜行い、ならびに必要なとき会長が召集開催し、議長は会長が行う。

## 第 23 条（役員会付議事項）

役員会に付議することを要する事項は次の各号とする。

1. 総会に付議することを要する事項。
2. 総会の決議により委任された事項。
3. 本会の事業運営上必要な事項。
4. その他会長が必要と認めた事項。

## 第 24 条（決議）

1. 総会に付議することを必要とする事項中緊急を要するときは、役員会の決議を以って決定することができる。ただし役員会の決議は次回の総会に付議して承認を得なければならない。
2. 役員会は構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その決議は出席の過半数による。ただし可否同数であった場合は会長がこれを決定する。

付則 本会則は平成 30 年 10 月 17 日より適用する。

平成 31 年 4 月 16 日 一部改定

- ・第 1 章 総則 第 3 条（事業）
- ・第 2 章 会員 第 6 条（会員の種類と資格）
- ・第 4 章 役員 第 15 条（役員の種類と定員）

令和 2 年 6 月 8 日 一部改定

- ・第 2 章 会員 第 6 条（会員の種類と資格）、第 7 条（入会）
- ・第 4 章 役員 第 15 条（役員の種類と定員）、第 16 条（役員を選出）  
第 18 条（役員の職務）
- ・第 6 章 総会及び役員会 第 21 条（総会開催）

令和 4 年 6 月 25 日 一部改定

- ・第 2 章 会員 第 8 条（脱会）、第 10 条（警告・除名）

## 会費規定

本会の会費は次のとおり、年度分を一括にて徴収する。年度途中の入会の場合は、入会日翌月より月割り計算とする。尚、社会情勢に鑑み、理事会において会費の免除月の決定がある場合は、その年度に設定した会費金額に変更となる。

会 員	会 費
正会員	1 事業所 24,000円 (月額2,000円)
	2 事業所以降 12,000円 (月額1,000円) 会員が有する2店舗以降の店舗および事業所は「系列店」として会費を50%に減額する。
準会員	1 事業所 24,000円 (月額2,000円)
賛助会員	1 事業所 12,000円 (月額1,000円)

付則 本会費規定は平成30年10月17日より適用する。  
令和2年6月8日 一部改定  
令和4年6月25日 一部改定

---

## 慶弔規定

本会は会員に対し、次のとおり慶弔する。

祝 花	会員新規開店、事務所開き等	生花一基
弔慰金	本人死亡の時	金 10,000円
その他	会長の判断において、別途慶弔することが出来るものとする。	

付則 本慶弔規定は平成30年10月17日より適用する。  
平成31年4月16日 一部改定

---

## 事務局

新越谷西口商店会 (有限会社 酒乃こうた 内)  
〒343-0845 越谷市南越谷4丁目15-10  
TEL 048-987-1361 FAX 048-989-8832